

横 個 審 第 17 号

平成 29 年 12 月 1 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市個人情報保護審議会

会長 花村 聡

横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について（答申）

平成 29 年 9 月 27 日市市情第 827 号で諮問のありました「横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について」は、別紙のとおり答申します。

第1 審議会の結論

平成29年9月27日市市情第827号で諮問のあった「横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について」は、適当であると認める。

第2 審議会の判断

1 法改正に伴う保護条例の改正内容について

(1) 個人情報の定義の明確化について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の改正（以下「法改正」という。）により、指紋データや旅券番号等の個人識別符号が含まれる情報が個人情報に該当すること等、個人情報の定義が明確化された。

個人情報の定義を明確にすることにより、実施機関における個人情報を取り扱う事務の円滑な遂行に資するほか、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同様の定義であることは市民にとっても分かりやすいものであるといえる。

このため、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「保護条例」という。）においても、個人識別符号が含まれる情報が個人情報に該当すること等を明確にするため個人情報の定義を改正することは、適当である。

また、個人識別符号の定義を定めるに当たっては、特定の個人を識別できるか否かの判断が国と市とで異なることはないと考えられることから、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ定義とすることは、適当である。

なお、今回、諮問事項にはなかったが、保護条例の個人情報の定義規定では、個人情報を生存する個人に関する情報に限定しておらず、死者に関する情報も個人情報に含まれるものとして運用している。一方、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法では、個人情報を「生存する個人に関する情報」に限定している。

国の通知（平成29年5月19日総行情第33号「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」。以下「国の通知」という。）において、個人情報に死者に関する情報を含めるかどうかは、法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において判断することとされているが、法と異なる運用を行う以上、今後、条例を見直す際には、

死者に関する情報も含む旨を定義規定に明記すべきではないかという委員からの発言があった。

(2) 要配慮個人情報の取扱いについて

ア 要配慮個人情報の定義について

法改正により、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として、要配慮個人情報が新たに定義された。横浜市が保有する個人情報においても、要配慮個人情報とされる情報について、その取扱いに特に配慮を要することから、保護条例に要配慮個人情報の定義を設けるとともに、その定義について個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ定義とすることは、適当である。

イ 個人情報を取り扱う事務開始届出書等への要配慮個人情報に係る記載について

行政機関個人情報保護法の改正により、国の行政機関が保有する個人情報ファイルの記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨を個人情報ファイル簿等に記載することとされた。

横浜市においても、要配慮個人情報は、当該情報の本人に不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものであることから、その保有、利用状況を市民に対して明らかにすることで透明性を確保することが求められる。また、これにより、職員が当該事務で要配慮個人情報を取り扱う際に一層の慎重を期すことにもつながるものである。

したがって、保護条例において、作成及び公表を義務付けている個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイルの保有に関する届出書（兼個人情報ファイル簿）（以下これらの届出書を「事務開始届等」という。）に、要配慮個人情報の取扱いの有無を記載することとするのは、適当である。

なお、既に提出済みの事務開始届等にあつては、条例の改正後、各実施機関においてできる限り速やかに要配慮個人情報の取扱いの有無について追記することが望ましい。

ウ 要配慮個人情報と保護条例第8条第3項の収集制限規定との関係について

保護条例第8条第3項では、「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会

的差別の原因となるおそれがある個人情報」(以下「思想、信条等情報」という。)について、実施機関に対し、その収集を原則として禁止している。

法改正で新たに定義された要配慮個人情報には、思想、信条等情報のほかに病歴や障害等の情報も含まれるが、横浜市では、様々な行政事務を適正かつ公正に行う上で、病歴や障害等の情報を取り扱う事務が多数存在していると考えられる。

そして、これまで各実施機関において病歴や障害等の情報を取り扱う際には、保護条例で規定されているとおり、所掌事務の遂行に必要な範囲内の保有や目的外利用の禁止等の規定にのっとり適切に取り扱ってきた。

また、保護条例第8条第3項の規定は、本人の同意があっても収集が禁止されるという厳しい規定であり、これまで各実施機関では、同項の収集制限を厳格に守ってきた。(現に、現行条例において、同項の例外となる場合として、実施機関が公益上特に必要があると認めるという理由で思想、信条等情報の収集について審議会に諮ったことは一度もない。)

さらに、行政機関個人情報保護法において要配慮個人情報に係る収集制限が設けられておらず、国の通知においても、要配慮個人情報に係る収集制限は各地方公共団体の判断に委ねられている。

したがって、本条項の制定趣旨及び運用状況並びに行政機関個人情報保護法の規定等を踏まえ、保護条例第8条第3項の規定を改正しないことは、適当である。

(3) 出資法人等に係る規定について

個人情報保護法の改正により、事実上全ての出資法人等は同法の個人情報取扱事業者に該当することとなり、同法が直接適用されることから、当該出資法人等が保有する個人情報の保護について保護条例の趣旨にのっとりべき旨の規定の必要性はなくなったと考えられる。

したがって、同規定を削除することは、適当である。

なお、各実施機関においては、引き続き、所管する出資法人等の個人情報の保護が推進されるよう必要な支援に努めることが条例上求められる。

2 その他の改正内容について

(1) 「実施機関の職員」の定義について

保護条例第 15 条では、「実施機関の職員」に対する義務として、個人情報 を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを規定し、さらに、第 68 条において、「実施機関の職員」が業務に関して知り得た保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供等をした場合の罰則を規定している。

一方、第 16 条では、市長等の特別職に対し、その職務上知り得た個人の秘密に属する事項を漏らすことを禁じており、さらに、第 70 条では、これに違反した場合の罰則を規定している。

このように、第 15 条と第 16 条は類似した規定であるため、第 15 条の「実施機関の職員」には第 16 条に列記されている市長、副市長、公営企業管理者等は含まれないという解釈が生じる可能性がある。このため、「実施機関の職員」に係る罰則を規定している第 67 条から第 69 条までの適用において、その対象者が不明確となる。

罰則規定においては、処罰の対象となる行為の範囲が明確に規定されていなければならない。つまり、誰の、どのような行為に対して罰則が適用されるか明確に定められている必要がある。

以上のことから、「実施機関の職員」の定義を保護条例に規定することは、適当であると考える。

(2) 農業委員会等に関する法律の一部改正への対応について

平成 27 年 9 月、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）が改正され、同法第 14 条に新たに農業委員会委員の秘密保持義務が規定された。さらに、当該規定に違反した場合の罰則規定も設けられたことから、保護条例第 16 条及び第 70 条の規定と法の規定が重複するため、保護条例第 16 条の秘密保持義務及び第 70 条の罰則の対象から農業委員会委員を削除することは、適当である。

(3) 受託者等の義務等について

保護条例第 17 条第 2 項において、「個人情報に係る受託事務に従事している者若しくは従事していた者又はこれら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者」に対し、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう適正な個人情報の取扱いを義務付けている。さらに、同項に規定する者に対して、保護条例第 67 条及び第 68 条

で保有個人情報等の不正利用等に罰則を科している。

『横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引』によると、「これら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者」とは、「再委託、協働事業、人材派遣などにより、実施機関の個人情報を取り扱う事務の従事者をいう」としている。

しかし、「これら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者」という規定では、再委託事務従事者等に対象が限定されているとはいえないため、罰則の構成要件として対象者の範囲を明確にする必要がある。

したがって、「これら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者」を削除し、再委託事務従事者及び派遣労働者を明示して義務及び罰則を規定することは、適当である。

なお、協働事業において実施機関の個人情報を取り扱う事務の従事者（以下「協働事業従事者」という。）についても、これまで「これら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者」に含まれるとの解釈が示されていた。事務の委託では、本来、実施機関の職員が行う業務を行わせることとなるため、受託事務従事者に実施機関の職員と同程度の義務等を課すべきであると考えられる。しかし、協働事業における協働事業者の関わりには様々な形態があること、協働事業者は個人情報保護法における個人情報取扱事業者に当たり、その従業者に対する適切な監督を行う義務があること、また、同法では従業者が個人情報データベース等を不正提供した場合等に罰則が科せられることとされていることを考慮すると、保護条例で別途協働事業従事者に対する義務等を規定する必要は認められない。

(4) 地方公務員法の一部改正に伴う罰金額の上限の引上げについて

平成 26 年 5 月、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正により、一般職公務員の守秘義務違反に係る罰則が規定されている同法第 60 条の罰金額の上限が、30,000 円から 500,000 円に引き上げられた。

保護条例では、市長等の特別職が個人の秘密に属する事項を漏らした場合の罰則を第 70 条で規定しているところ、その法定刑は地方公務員法第 60 条に合わせていた。

したがって、類似規定である地方公務員法の規定に法定刑を合わせるため、保護

条例第 70 条の罰金額の上限を引き上げることは、適当である。

3 その他

(1) 市長等に対する第 68 条及び第 70 条の罰則規定の適用について

今回の改正で「実施機関の職員」の定義を設けることにより、第 67 条から第 69 条までの罰則の対象者に市長等が含まれるか否かは確かに明確になる。しかし、第 68 条では実施機関の職員が「その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」に罰則が科されるのに対し、第 70 条では市長等の特別職が「個人の秘密に属する事項を漏らした」場合に罰則が科されるという規定になっている。市長、副市長、公営企業管理者等は第 68 条の「実施機関の職員」にも該当するため、市長等の一部の者について第 68 条と第 70 条の罰則規定が競合（重複）することになり、条文からはその適用関係が必ずしも明確ではない。したがって、今後保護条例における罰則規定を見直す際は、これらの規定の精査を検討されたい。

(2) 非識別加工情報の仕組みの導入について

横浜市は、今回の改正では、非識別加工情報の仕組みの導入を見送ることとしている。

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法には、法改正によりそれぞれの目的規定に「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ことが明記され、個人情報保護法においては匿名加工情報の仕組みが、また、行政機関個人情報保護法においては非識別加工情報の仕組みが導入された。

また、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）では、地方公共団体での条例の制定又は見直し等においては、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の内容を踏まえることとされており、「特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」ことが記載されている。

さらに、横浜市では、官民データの適正かつ効果的な活用等を目的に、本年3月、横浜市官民データ活用推進基本条例（平成29年3月横浜市条例第15号）が成立し、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくこととされている。

非識別加工の仕組みの導入に当たっては、加工の基準等検討すべき課題がある。今後、横浜市において検討を行っていくのであれば、国における検討会の動向や国の行政機関における非識別加工情報の運用状況等を踏まえ、個人情報の保護に十分留意しながら検討を行っていくことが求められる。

【参 考】

審 議 会 の 経 過

| 開 催 日 | 審 議 の 経 過 |
|-------------------|-----------------|
| 平成 29 年 9 月 27 日 | 実施機関から諮問書を受理、審議 |
| 平成 29 年 10 月 25 日 | 審議 |
| 平成 29 年 11 月 29 日 | 審議 |

横浜市個人情報保護審議会委員名簿

| | 氏名 | 肩書 |
|---------|--------|----------------------------|
| 会長 | 花村 聡 | 弁護士 |
| 委員 | 芦澤 美智子 | 横浜市立大学国際総合科学群人文社会科学系列准教授 |
| 委員 | 加島 保路 | 東京都国民健康保険団体連合会専務理事 |
| 会長職務代理者 | 小嶋 正敏 | 玉川大学リベラルアーツ学部教授 |
| 委員 | 清野 幾久子 | 明治大学法科大学院教授 |
| 委員 | 土井 洋 | 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 |
| 委員 | 中村 俊規 | 弁護士 |
| 委員 | 新田 弘子 | 人権擁護委員 |
| 委員 | 糠塚 康江 | 東北大学大学院法学研究科教授 |